

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道人事委員会規則

○在宅勤務等手当に関する規則.....	1
○北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則.....	3
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（2件）.....	3
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	6
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則.....	7

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正.....	7
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	8
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	8

道 人 事 委 員 会 規 則

在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1457

在宅勤務等手当に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第11条の3、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第10条の2の6（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第13条の3の規定に基づき、これらの条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（在宅勤務等の場所）

第2条 道職員給与条例第11条の3第1項、学校職員給与条例第10条の2の6第1項及び警察職員給与条例第13条の3第1項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- （1） 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等内の親族の住居
- （2） 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- （3） 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者（その委任を受けた者を含む。以下第5条において同じ。）が認めるもの
（正規の勤務時間から除かれる時間）

第3条 道職員給与条例第11条の3第1項、学校職員給与条例第10条の2の6第1項及び警察職員給与条例第13条の3第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- （1） 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第9条の2第1項及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は道職員給与条例第13条、学校職員給与条例第13条及び警察職員給与条例第15条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは学校職員給与条例第13条に規定する開校記念日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- （2） 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき任命権者の承認があった時間
（1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第4条 道職員給与条例第11条の3第1項、学校職員給与条例第10条の2の6第1項及び警察職員給与条例第13条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、3箇月とする。
（確認）

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、道職員給与条例第11条の3第1項、学校職員給与条例第10条の2の6第1項及び警察職員給与条例第13条の3第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。
（在宅勤務等手当の支給）

第6条 在宅勤務等手当は、給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
（支給期間等）

第7条 職員が新たに道職員給与条例第11条の3第1項、学校職員給与条例第10条の2の6第1項及び警察職員給与条例第13条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。
（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（給与の支給に関する規則の一部改正）
- 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。
第13条の2中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
(3) 在宅勤務等手当 当該手当の月額

第22条の2第2項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 在宅勤務等手当 当該手当の月額
（通勤手当に関する規則の一部改正）

3 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改め、同条第5項中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部改正）

4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則（北海道人事委員会規則16-0）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則2-65

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則2-5）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表調査員の項の次に次のように加える。

調 整 幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員の指導、支援、助言等に関する事務に従事する。
-------	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則6-58

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（北海道人事委員会規則6-11）の一部を次のように改正する。

第9条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 北海道博物館の特定管理監督職群 学芸副館長、学芸部長、研究部長、学芸主幹 別表警察の部警察本部の項中「科長」を「科長 技能指導官」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則6－59

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6－6）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 規則第7条第4号に掲げる職で、人事委員会が別に定める者の選考の実施 別表第1の4の項中「少年警察補導員」を「少年育成専門官」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1458

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。
（山上等作業手当）

第9条の2 条例第12条の8第1項に規定する人事委員会規則で定める部局は、水産林務部（部に属する出先機関を含む。）及び総合振興局等の林業に関する事項を所管する部局とする。

2 条例第12条の8第1項第1号に規定する人事委員会規則で定めるものは、当該調査に係る移動の状況等を考慮して人事委員会が認めるものとする。

3 条例第12条の8第1項第2号に規定する人事委員会規則で定めるものは、当該調査に従事した時間を考慮して人事委員会が認めるものとする。

4 条例第12条の8第1項第3号に規定する人事委員会規則で定めるものは、研修等の教育目的で行われる作業以外の作業とする。
第17条第1項中「第12条の7」を「第12条の8」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1459

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「地域政策課」を「地域創生部」に改め、第13条第2項中「女性相談援助センター相談支援課」を「女性相談支援センター相談支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1460

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7－188）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課の項中「地域医療推進局医務薬務課」を削り、同項の次に次のように加える。

北海道建設部並びに総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）	建築主事	1
総合振興局等	(1) と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条に規定する検査の業務に従事することを常例とするとちく検査員（4）及び	3

	(9)に掲げる者を除く。) (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。）第15条に規定する検査の業務に従事することを常例とする食鳥検査員（(6)及び(9)に掲げる者を除く。) (3) 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事することを本務とする獣医師（人事委員会の定めるものに限る。)			<table><tr><td></td><td>6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者（(8)に掲げる者を除く） (12) 家畜保健衛生所の所長及び次長</td><td></td></tr></table>		6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者（(8)に掲げる者を除く） (12) 家畜保健衛生所の所長及び次長				
	6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者（(8)に掲げる者を除く） (12) 家畜保健衛生所の所長及び次長									
	(4) と畜場法第14条に規定する検査の業務に従事することを常例とするとちく検査員（人事委員会の定めるものに限る。) (5) と畜場法第17条第1項及び第18条第2項に規定する業務に従事することを常例とするとちく検査員（(9)に掲げる者を除く。) (6) 食鳥検査法第15条に規定する検査の業務に従事することを常例とする食鳥検査員（人事委員会の定めるものに限る。) (7) 診療放射線技術者 (8) 食肉衛生検査所の病理細菌技術者 (9) 食肉衛生検査所の所長及び次長 (10) 家畜保健衛生所法第3条第1項に規定する業務に従事することを本務とする獣医師（(3)及び(12)に掲げる者を除く。)	2		別表第1 総合振興局及び振興局の保健環境部の項から家畜保健衛生所の項までを削る。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日 北海道人事委員会委員長 織 田 亨 北海道人事委員会規則7－1461 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－267）の一部を次のように改正する。 別表第1アの表本庁の項中「部長」を「部長 イノベーション推進監」に、「危機対策監」を「危機対策監 グローバル戦略推進監」に改め、「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進 森と海の未来づくり推進監 監」に改め、同表北海道博物館の項の次に次のように加える。 <table><tr><td>動物愛護センター</td><td>所長</td><td>3種</td></tr><tr><td></td><td>次長</td><td>4種</td></tr></table> 別表第1アの表女性相談援助センターの項中「女性相談援助センター」を「女性相談支援センター」に改める。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日 北海道人事委員会委員長 織 田 亨 北海道人事委員会規則7－1462	動物愛護センター	所長	3種		次長	4種
動物愛護センター	所長	3種								
	次長	4種								
	(11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第	1								

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280）の一部を次のように改正する。

第29条の6第2項第9号中「勤務しなかった期間」の次に「と道職員勤務時間等条例第18条又は学校職員勤務時間等条例第18条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間とを合算した期間」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1463

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7－357）の一部を次のように改正する。

別表イの表札幌の項中

「 新冠町字泉 静内警察署泉駐在所 」を削る。

同表旭川の項中

「 中頓別町字小頓別 枝幸警察署小頓別駐在所 」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7－1464

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表5級の部本庁の項及び同表5級の部海区漁業調整委員会事務局の項の前に次のように加える。

共通 調整幹の職務

別表第1アの表5級の部中「女性相談援助センター課長」を「女性相談支援センター課長」に改め、同表5級の部知事の款の次に次のように加える。

教育委員会 共通 調整幹の職務

道立学校 事務調整幹の職務

別表第1アの表5級の部警察の款の次に次のように加える。

議会 議会事務局 調整幹の職務

選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局 調整幹の職務

監査委員 監査委員会事務局 調整幹の職務

人事委員会 人事委員会事務局 調整幹の職務

労働委員会 労働委員会事務局 調整幹の職務

別表第1アの表6級の部中「、ASEAN事務所長」を削り、「北方領土対策根室地域本部北方領土対策室主幹」の次に「、ASEAN事務所長、動物愛護センター次長」を加え、同表7級の部本庁の項中「センターの長に限る」を「センターの長をいい、8級の項に掲げる職務を除く」に改め、同部部に属する出先機関の項中「衛生研究所企画総務部長」の次に「、高等看護学院長」を加え、「女性相談援助センター副所長」を「女性相談支援センター副所長」に改め、同表8級の部本庁の項中「、室次長又は」を「、室次長」に改め、「参事」の次に「又は行政情報センター所長」を加え、同部部に属する出先機関の項中「女性相談援助センター所長」を「女性相談支援センター所長」に改め、同表9級の部中「技監」の次に「、イノベーション推進監」を加え、「危機管理監」の次に「、グローバル戦略推進監」を加え、「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進監、森と海の未来づくり推進監」に改める。

別表第1ウの表4級の部本庁の項及び同表4級の部教育局の項の前に次のように加える。

共通 調整幹の職務

別表第1カの表3級の部部に属する出先機関の項及び同表3級の部本庁の項の前に次のように加える。

共通 調整幹の職務

別表第1クの表6級の部本庁の項の前に次のように加える。

共通 調整幹の職務

別表第1クの表7級の部知事の款に次のように加える。

部に属する出先機関	動物愛護センター所長の職務
-----------	---------------

別表第1ケの表6級の部本庁の項の前に次のように加える。

共通	調整幹の職務
----	--------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則13－112

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第11条第1項第5号中「連続する5日」を「7日」に改め、同項第12号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第11条の2 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業、条例第16条の2の規定による介護時間又は前条第1項第11号の規定による育児休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、当該介護時間又は当該育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第12条の3第3項中「よる部分休業」の次に「又は条例第15条の2の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第17条の見出しを「（子育て部分休暇及び組合休暇の承認）」に改め、同条第1項中「任命権者は、」の次に「子育て部分休暇又は」を、「ついで、」の次に「条例第15条の2第1項又は」を加える。

第19条（見出しを含む。）中「介護休暇」を「子育て部分休暇、介護休暇」に改める。

第20条第2項中「特別休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則13－113

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第11条第1項第5号中「連続する5日」を「7日」に改め、同項第12号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第11条の2 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業、条例第16条の2の規定による介護時間又は前条第1項第11号の規定による育児休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、当該介護時間又は当該育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第12条の3第3項中「よる部分休業」の次に「又は条例第15条の2の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第17条の見出しを「（子育て部分休暇及び組合休暇の承認）」に改め、同条第1項中「教育委員会は、」の次に「子育て部分休暇又は」を、「ついで、」の次に「条例第15条の2第1項又は」を加える。

第19条（見出しを含む。）中「介護休暇」を「子育て部分休暇、介護休暇」に改める。

第20条第2項中「特別休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則14－85

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「職員監 危機管理監」を「イノベーション推進監 職員監

危機管理監 グローバル戦略推進監」に、「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進監 森と海の未来づくり推進監」に、「改革推進課」を「法人団体課の北海道公立大学法人札幌医科大学への派遣職員の人事に係る事務を担当する総括主査等 改革推進課」に、「法人団体課の北海道公立大学法人札幌医科大学への派遣職員の人事に係る事務を担当する総括主査等 北方領土対策本部」を「北方領土対策本部」に改め、同部中

「	北方領土対策根 室地域本部	本部長 副本部長 北方領土対策室長 主幹	を
	原子力環境セン ター	所長 次長 分室長	
「	原子力環境セン ター	所長 次長 分室長	に、
	北方領土対策根 室地域本部	本部長 副本部長 北方領土対策室長 主幹	
	サハリン事務所	所長	
	A S E A N事務 所	所長 主幹	」
「	女性相談援助セ ンター	所長 副所長 課長	を
「	動物愛護センタ ー	所長 次長	に、
「	計 量 検 定 所	所長 副所長 課長 支所長	を
	A S E A N事務 所	所長 主幹	
	サハリン事務所	所長	」
「	女性相談支援セ ンター	所長 副所長 課長	に改
	計 量 検 定 所	所長 副所長 課長 支所長	」

め、同表教育庁の部教育研究所の項中「部長 担当部長」を「部長」に改める。
附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則16－43

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。
別表第1中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から22の項までを1項ずつ繰り上げ、21の項の次に次の1項を加える。

22 地方公共団体金融機構

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則23－11

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23－0）の一部を次のように改正する。
別表知事部局の項中「職員監」を「イノベーション推進監 職員監」に、「知事室長」を「知事室長 グローバル戦略推進監」に、「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進監 森と海の未来づくり推進監」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第1号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。
令和6年3月29日
北海道人事委員会委員長 織 田 亨
第5項第3号中「生産振興局畜産振興課」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 総合振興局又は振興局に勤務し、野生生物の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する業務又は飼養動物の愛護及び管理に関する業務（保健所の主管に属するものを除く。）に従事する獣医師である職員

第5項第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 動物愛護センターに勤務する獣医師である職員

北海道人事委員会告示第2号

令和3年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

日高振興局の項中

「 | 新冠町字朝日 | 朝日小学校 | 2 | 」及び

「 | 新ひだか町静内田原 | 桜丘小学校 | 1 | 」を削り、上

川総合振興局の項中「智恵文中学校」を「智恵文小中学校」に改め、

「 | 名寄市字智恵文12線南 | 智恵文小学校 | 1 | 」、

「 | 富良野市字上五区 | 布部小学校 | 1 | 」、

「 | 富良野市字上五区 | 布部中学校 | 1 | 」及び

「 | 中富良野町字中富良野原野 | 宇文小学校 | 2 | 」を削り、宗

谷総合振興局の項中

「 | 稚内市大字声問字恵北 | 増幌小学校 | 2 | 」及び

「 | 稚内市大字声問字恵北 | 増幌中学校 | 2 | 」を削り、オ

ホーツク総合振興局の項中

「 | 紋別市小向 | 小向小学校 | 2 | 」、

「 | 滝上町字オシラネッ原野北 | 濁川小学校 | 2 | 」及び
1 線

「 | 雄武町字南雄武 | 共栄小学校 | 2 | 」を削り、十

勝総合振興局の項中

「 | 幕別町字古舞 | 古舞小学校 | 1 | 」を削り、根

室振興局の項中

「 | 根室市厚床1丁目 | 厚床小学校 | 2 | 」を削り、「厚

床中学校」を「厚床小中学校」に改め、「落石小学校」を「おちいし義務教育学校」に改め、

「 | 根室市落石東 | 落石中学校 | 1 | 」を削る。

北海道人事委員会告示第3号

令和3年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

渡島総合振興局の項中

「 | 森町字駒ヶ岳 | 駒ヶ岳小学校 | 」を削る。